

埼玉県身体障害者相談員活動推進員設置事業実施要綱

1 目的

この事業は、身体障害者相談員の指導、研修業務にあたる身体障害者相談活動推進員（以下「活動推進員」という。）を設置することにより、身体障害者相談員の資質の向上と活動の促進を図り、もって身体障害者福祉の増進に資することを目的とする。

2 実施主体

この事業の実施主体は、埼玉県（以下「県」という。）とする。ただし、県は、事業を身体障害者福祉について専門的知識を持つ社会福祉法人等に委託することができるものとする。

3 活動推進員の設置

(1) 県は、身体障害者相談員の指導にあたる活動推進員を置くものとする。

(2) 活動推進員は、社会的信望があり、身体障害者福祉に理解と熱意を有する者のうちから選任するものとする。

4 活動推進員の業務

活動推進員は、身体障害者相談員の指導及び研修の企画推進にあたるものとする。

5 実施上の留意事項

(1) 活動推進員は、県と連絡を密にすると共に必要な指導を受けなければならない。

(2) 活動推進員は、この事業の実施状況を明らかにした関係書類を整備するものとする。

附 則

この要綱は、昭和55年10月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から適用する。